

一般事業主行動計画書

株式会社しまバス

本一般事業主行動計画書は、次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R7 年 10 月 22 日～R12 年 10 月 21 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 20%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 80%以上

<対策>

- 令和 7 年 10 月 22 日～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- 令和 8 年 4 月 1 日～ 育児休業取得開始日から 5 日間を有給とする制度を導入する

目標 2：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和 7 年 10 月 22 日～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 8 年 4 月 1 日～ 制度導入
- 令和 8 年 4 月 1 日～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標 3：現状を基に全社員の時間外・休日労働時間の 10%を削減する。

<対策>

- 令和 7 年 10 月 22 日～・前年比と現状を踏まえ社内での時間外労働・休日労働時間の抑制の周知
- ・半年ごとに時間外・休日労働時間の集計をし原因分析を行い対策を立てる

以上